

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日蔵関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて</p> <p>標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 22 年 2 月 21 日から、これにより実施されたい。</p> <p>この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。また、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「システム」という。）の具体的な取扱いについては、別途、電算関係税関業務事務処理要領を事務連絡により定めることとしたので、これによることとされたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 11 年 10 月 7 日付蔵関第 801 号）及び「航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 13 年 9 月 25 日蔵関第 781 号）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 章～第 4 章（省略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 輸入通関関係 第 1 節 輸入申告</p> <p>（輸入申告事項の登録）</p> <p>1-1 輸入申告（特例申告貨物（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告、製造済外国貨物（法第 58 条の 2 に規定する製造済外国貨物をいう。以下同じ。）の移出輸入申告又は総保出輸入申告（以下この章において「移出（総保出）輸入申告」という。）並びに関税法基本通達 67-4-6 に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）及び輸入申告に併せて行う関税等の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第 6 節まで及びこの章第 15 節において「輸入申告」という。）を行う者及びその代理人</p>	<p>輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて</p> <p>標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 22 年 2 月 21 日から、これにより実施されたい。</p> <p>この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。また、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「システム」という。）の具体的な取扱いについては、別途、電算関係税関業務事務処理要領を事務連絡により定めることとしたので、これによることとされたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 11 年 10 月 7 日付蔵関第 801 号）及び「航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 13 年 9 月 25 日蔵関第 781 号）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 章～第 4 章（同左）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 輸入通関関係 第 1 節 輸入申告</p> <p>（輸入申告事項の登録）</p> <p>1-1 輸入申告（特例申告貨物（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告、製造済外国貨物（法第 58 条の 2 に規定する製造済外国貨物をいう。以下同じ。）の移出輸入申告又は総保出輸入申告（以下この章において「移出（総保出）輸入申告」という。）並びに関税法基本通達 67-4-6 に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）及び輸入申告に併せて行う関税等の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第 6 節まで及びこの章第 15 節において「輸入申告」という。）を行う者及びその代理人</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日蔵関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、納税義務者が、MPN 利用方式又はリアルタイム口座振替方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第 5 条第 1 項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力するものとする。</p> <p>(1) 「輸入申告事項登録」業務を利用して必要事項を入力して登録する方法</p> <p>(2) 「輸入申告事項呼出し」業務を利用して輸入申告事項の登録に必要な項目を呼び出した上で、必要事項を入力して登録する方法</p> <p><u>また、TPP11 協定第 2 章第 B 節及び付録 C に規定する「関税率の差異」のある製品について、譲許されている税率のうち、最高税率の適用を受けようとする場合は記事欄にその旨を記載することとする。</u></p> <p>1 - 2 (省略)</p> <p>1 - 3 (省略)</p> <p>(輸入申告時の関係書類等の提出)</p> <p>1 - 4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分 1）で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 簡易審査扱い（区分 1）となった輸入申告の場合 (省略)</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>ハ EPA 税率（経済連携協定（暫定法第 7 条の 7 に規定する経済連携協定をいう。）における関税についての特別の規定による便益による税率をいう。）の適用を受けようとする貨物に係る関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する締約</p>	<p>である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、納税義務者が、MPN 利用方式又はリアルタイム口座振替方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第 5 条第 1 項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力するものとする。</p> <p>(1) 「輸入申告事項登録」業務を利用して必要事項を入力して登録する方法</p> <p>(2) 「輸入申告事項呼出し」業務を利用して輸入申告事項の登録に必要な項目を呼び出した上で、必要事項を入力して登録する方法</p> <p>1 - 2 (同左)</p> <p>1 - 3 (同左)</p> <p>(輸入申告時の関係書類等の提出)</p> <p>1 - 4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分 1）で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 簡易審査扱い（区分 1）となった輸入申告の場合 (同左)</p> <p>イ～ロ (同左)</p> <p>ハ EPA 税率（経済連携協定（暫定法第 7 条の 7 に規定する経済連携協定をいう。）における関税についての特別の規定による便益による税率をいう。）の適用を受けようとする貨物に係る関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する締約</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日蔵関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
<p>国原産地証明書若しくは同号イ(2)に規定する<u>締約国原産品申告書</u>（この項において「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。）又は特惠税率（暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 27 条第 1 項に規定する原産地証明書の提出を要する輸入申告（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</p> <p>なお、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イ(2)に規定する<u>締約国原産品</u>であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達 68-5-11 の 4 の規定に準じて行うものとし、同項(2)ハ(イ)の完全に得られる産品又は完全に生産される産品の場合には、<u>輸入申告書の記事欄に「EPA WO」</u>の入力を行うものとする。</p>	<p>国原産地証明書若しくは同号イ(2)に規定する<u>オーストラリア協定原産品申告書</u>（この項において「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。）又は特惠税率（暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 27 条第 1 項に規定する原産地証明書の提出を要する輸入申告（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</p> <p>なお、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イ(2)に規定する<u>オーストラリア原産品</u>であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達 68-5-11 の 4 の規定に準じて行うものとし、同項(2)ハ(イ)のオーストラリア協定第 3・3 条に規定する<u>完全に得られる産品の場合には輸入申告書の記事欄に「JAEPA WO」</u>の入力を行うものとする。</p>												
以上	以上												
(別表)	(別表)												
汎用申請対象手続一覧	汎用申請対象手続一覧												
【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】	【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手続名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>輸入期間延長承認申請（加工組立減税）</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(省略)	(省略)	輸入期間延長承認申請（加工組立減税）	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手続名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td>輸入期間延長承認申請（加工組立減税）</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(同左)	(同左)	輸入期間延長承認申請（加工組立減税）	(同左)
手続名称	根拠法令等												
(省略)	(省略)												
輸入期間延長承認申請（加工組立減税）	(省略)												
手続名称	根拠法令等												
(同左)	(同左)												
輸入期間延長承認申請（加工組立減税）	(同左)												

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日蔵関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
再輸入期間延長承認申請（加工又は修繕貨物）（経済連携協定）	暫定法第 8 条の 7 暫定令第 31 条の 3 第 2 項（定率令第 5 条の 3 を準用） 暫定基 8 の 7 - 7	（新規）	（新規）
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
加工組立輸出貨物確認申請	暫定法第 8 条第 1 項 暫定令第 22 条第 1 項及び第 2 項 暫定基 8 - 4 (1) 及び (3)	加工修繕輸出貨物確認申告	定率法第 11 条 定率令第 5 条 定率基 11 - 3 (1)
加工修繕輸出貨物確認申請（経済連携協定）	暫定法第 8 条の 7 暫定令第 31 条の 3 第 1 項（暫定令第 22 条第 1 項及び第 2 項を準用） 暫定基 8 の 7 - 2 (1) 及び (3)	（新規）	（新規）
加工修繕輸出貨物確認申請	定率法第 11 条 定率令第 5 条第 1 項 定率基 11 - 3 (1) 及び (2)	加工組立輸出貨物確認申告	暫定法第 8 条第 1 項 暫定令第 22 条第 1 項 暫定基 8 - 4 (1)
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
加工又は組立てに係る製品の減税申請	暫定法第 8 条第 1 項 暫定令第 23 条第 1 項 暫定基 8 - 5	（新規）	（新規）
加工又は修繕のため輸出された貨物の免税申請（経済連携協定）	暫定法第 8 条の 7 暫定令第 31 条の 3 第 1 項（暫定令第 23 条第 1 項を準用） 暫定基 8 の 7 - 3	（新規）	（新規）
加工又は修繕のため輸出された貨物の減税申請	定率法第 11 条 定率令第 5 条の 2 第 1 項 定率基 11 - 4	加工又は修繕のため輸出された貨物の減税申請	定率法第 11 条 定率令第 5 条の 2 定率基 11 - 4
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
（削除）	（削除）	加工又は組立てに係る製品の明細書の提出	暫定法第 8 条第 1 項 暫定令第 23 条 暫定基 8 - 5

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日蔵関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
時間外執務要請届（通関）	(省略)	時間外執務要請届（通関）	(同左)
賦課決定の請求	暫定法第 12 条の 3 第 1 項 暫定令第 37 条の 2 第 1 項 暫定基 12 の 3 - 1	(新規)	(新規)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
【保税関係】		【保税関係】	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
製造用原料品に係る製造工場承認申請 （ <u>経済連携協定</u> に基づく製造用原料品）	暫定法第 9 条の 2 第 1 項 暫定令第 33 条の 4 第 1 項 暫定基 9 の 2 - 4	製造用原料品に係る製造工場承認申請 （ <u>オーストラリア協定</u> に基づく製造用原料品）	(同左)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
製造工場の承認内容の変更に係る届出 （ <u>経済連携協定</u> に基づく製造用原料品）	暫定基 9 の 2 - 8	製造工場の承認内容の変更に係る届出 （ <u>オーストラリア協定</u> に基づく製造用原料品）	(同左)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請 （ <u>経済連携協定</u> に基づく製造用原料品）	暫定法第 9 条の 2 第 4 項 暫定令第 33 条の 6 暫定基 9 の 2 - 12	製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請 （ <u>オーストラリア協定</u> に基づく製造用原料品）	(同左)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
製造用原料品の用途外使用等の承認申請 （ <u>経済連携協定</u> に基づく製造用原料品）	暫定法第 9 条の 2 第 6 項ただし書 暫定令第 33 条の 8 暫定基 9 の 2 - 16	製造用原料品の用途外使用等の承認申請 （ <u>オーストラリア協定</u> に基づく製造用原料品）	(同左)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日蔵関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
製造用原料品等の亡失に係る届出 （ <u>経済連携協定</u> に基づく製造用原料品）	暫定法第 9 条の 2 第 7 項ただし書 暫定令第 33 条の 9 第 1 項 暫定基 9 の 2 - 18	製造用原料品等の亡失に係る届出 （ <u>オーストラリア協定</u> に基づく製造用原料品）	（同左）
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
製造用原料品等の減却の承認申請 （ <u>経済連携協定</u> に基づく製造用原料品）	暫定法第 9 条の 2 第 7 項ただし書 暫定令第 33 条の 9 第 2 項 暫定基 9 の 2 - 18	製造用原料品等の減却の承認申請 （ <u>オーストラリア協定</u> に基づく製造用原料品）	（同左）
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
製造用原料品等の譲渡届出 （ <u>経済連携協定</u> に基づく製造用原料品）	暫定令第 33 条の 10 暫定基 9 の 2 - 20	製造用原料品等の譲渡届出 （ <u>オーストラリア協定</u> に基づく製造用原料品）	（同左）
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）